

社会福祉法人かつみ会  
指定通所介護 介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス  
事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かつみ会が開設するエンゼルデイサービスセンター(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護/介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態、要支援者状態、介護予防生活支援サービス事業対象者にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定通所介護/介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービス(以下「指定通所介護」という。)を提供することを目的とする。

(事業運営の方針)

第2条 事業実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、及び所在地は次の通りとする。-

- 1 名称 エンゼルデイサービスセンター
- 2 所在地 埼玉県深谷市今泉625番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

2 従業者

・生活相談員 2人以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、従業者に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

・看護職員 2人以上(機能訓練指導員と兼務)

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

・介護職員 7人以上

利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。

・機能訓練指導員 1人以上(看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、機能の減退を防止するための訓練を行う。

・送迎専門職員 1人以上

送迎専門職員は必要に応じて、利用者の送迎を行う。

・マッサージ師 1人以上

マッサージ師は、機能の減退を防止するための訓練及びマッサージを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。(ただし、12月31日から1月2日まで、及び8月14日から8月15日までを除く。)
- 2 営業時間 午前8時30分から午後17時30分まで
- 3 サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分まで
- 4 時間延長及び短縮 上記、サービス提供時間以外でのサービス提供及びサービス提供時間の延長及び短縮も実施いたします。ご希望される場合は、職員へ申出下さい。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は45名とする。

(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- (1)食事の提供
- (2)入浴(一般浴・機械浴)
- (3)日常生活動作の機能訓練
- (4)健康状態チェック
- (5)送迎

2 その他の費用として、次に掲げる費用の額を徴収する。

- (1)第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
  - ア 通常の事業の実施地域を越えてから利用者宅までの片道10キロ未満 620円
  - イ 通常の事業の実施地域を越えてから利用者宅までの片道10キロ以上  
620円に10キロを越す距離1キロあたり62円を加算した額
- (2)食費 一食当たり 650円
- (3)おむつ代 実費

(4)その他日常生活上の便宜に係る費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、深谷市、本庄市、熊谷市、寄居町、美里町、とする。

※介護予防・生活支援サービス事業 通所型サービスについて、美里町は指定対象外となります。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスの利用にあたって、主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出ること。

2 利用にあたって、体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

3 利用にあたって、次の事項を遵守せず、通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。

二 火気の取り扱いに注意すること。

三 けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。

四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定通所介護の提供に当たる者は、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理者又は火気、消防等についての責任者を定め、火災、水害、土砂災害、地震等に対処するための非常災害対策計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定通所介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利

用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第16条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後 6 か月以内
  - (2)継続研修 年 1 回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
  - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 かつみ会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

この規程は、平成13年7月1日から施行する。

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

この規程は、平成14年11月1日から施行する。  
この規程は、平成15年10月1日から施行する。  
この規程は、平成16年2月1日から施行する。  
この規程は、平成16年7月1日から施行する。  
この規程は、平成17年10月1日から施行する。  
この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
この規程は、平成18年8月1日から施行する。  
この規程は、平成19年4月1日から施行する。  
この規程は、平成19年7月1日から施行する。  
この規程は、平成20年7月1日から施行する。  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。  
この規程は、平成21年10月1日から施行する。  
この規程は、平成23年11月1日から施行する。  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
この規程は、平成25年3月1日から施行する。  
この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年5月1日から施行する。  
この規程は、平成27年6月1日から施行する。  
この規程は、平成27年8月1日から施行する。  
この規程は、平成27年11月1日から施行する。  
この規程は、平成28年3月1日から施行する。  
この規程は、平成29年5月1日から施行する。  
この規程は、令和元年10月1日から施行する。  
この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
この規程は、令和7年4月1日から施行する。